

# 事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	工事検査事務			事業コード	0137
所属コード	032200	課等名	工事指導検査室	係名	
課長名	舞良 真	担当者名	川島 明	内線番号	2838
評価分類	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 公の施設	<input type="checkbox"/> 大規模公共事業	<input type="checkbox"/> 補助金	<input checked="" type="checkbox"/> 内部管理

## 1 事務事業の基本情報

### (1) 概要 (旧総合計画体系における位置づけ)

総合計画 体系 (旧)	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	計画的で効率的な行政運営の推進	コード	2
	基本事業	公正な行政事務の確保	コード	4
予算費目名 (H26)	一般会計 2款 1項 1目 工事検査事務 (015-01)			
特記事項 (H26)				
事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 单年度	<input type="checkbox"/> 单年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度 昭和 63 年度
根拠法令等 (H26)	「地方自治法第 234 条の 2」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」			

### (2) 事務事業の概要

市が発注する請負工事の完成等を確認するため、契約図書に基づき検査を行うとともに、工事についての評定を行う。

### (3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

地方自治法の規定により、工事についての請負契約の適正な履行の確保と工事完成等の確認を行うため、昭和 63 年度に工事検査室を設置し、事務を開始した。

### (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

当初からの工事完成検査に加え、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」と「同法施行令」の平成 13 年度 4 月施行に伴う「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の制定を受け、「請負工事検査要領」及び「工事成績評定要領」を改正し実施している。

工事成績評定の結果は入札参加資格審査のほか、総合評価落札方式競争入札にも反映されており、工事受注者などの工事に対する取り組み状況や、工事成績に対する意識等に変化が表れており、適正な施工と工事成果の品質向上に寄与している。

平成 22 年度には水道部と下水道部の統合により、これまで水道部で行われていた水道部門の工事検査を当課で行うことによる業務の一元化を図り、工事検査事務の効率化を行っている。

平成 23 年 1 月に発生した市発注工事に関する職員逮捕や不適切な工事実施が発覚したことを受け平成 25 年 4 月に組織体制を工事指導検査室に改め、「請負工事検査要領」及び「工事成績評定要領」を改正し、これまでの完成検査に加えて任意抽出した工事の中間検査や請負工事金額 130 万円未満の小規模工事完成検査を実施し、再発を防止と適正な職務執行の確保に取

り組んでいる。

## 2 事務事業の実施状況 (Do) · · · · ·

### (1) 対象（誰が、何が対象か）

市が発注する請負金額 130 万円以上の工事

### (2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 請負金額 130 万円以上の工事件数	件	375	275	298	320	300
B						
C						

### (3) 26 年度に実施した主な活動・手順

工事担当課からの検査依頼を受け、工事目的物が契約図書どおりに完成しているか、請負工事検査要領により検査を行い、確認するとともに工事成績評定要領により工事の成績評定を行なった。

検査は、契約検査課の職員が行う検査（執行検査）と他課の職員に行わせる検査（委託検査）があり、請負工事の必要に応じて、指定部分検査、出来形検査及び中間検査を行っている。

また、工事の適正な実施を行うため技術職員を対象に監督員研修を開催し、工事変更や安全管理などに関する工事監督、指導の知識とコンプライアンスの向上を図った。

さらには、工事における適正な履行の確保と不正防止にむけて任意抽出した 37 件の工事の中間検査を実施するとともに、請負金額 130 万円未満の工事の中から任意抽出した 23 件の工事の完成検査を行った。

### (4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 執行検査件数	件	288	221	241	270	252
B 全検査件数	件	433	327	338	330	347
C 工事成績評定件数(完成検査件数)	件	375	275	298	320	300

### (5) 意図（対象をどのように変えるのか）

工事成績評定結果を盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格者の格付け及び総合評価落札方式競争入札へ反映することにより、受注者の工事に関する意識や技術の改革を促し、工事品質の向上を図る。

また、工事検査室が行う執行検査率を高めるとともに、任意抽出した工事の中間検査や小規模工事の完成検査の実施などにを行うことにより不正の防止と工事の品質の向上および契約の適正な履行の確保を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 目標値	26年度 実績
A 執行検査率 執行検査件数/完成検査件数	■上げる □下げる □維持	%	67	77	81	80	84
B 工事成績評定が優秀(評定75点以上) な工事件数	■上げる □下げる □維持	件	85	75	80	80	74
C 検査における文書指示(手直し等)工 事件数	□上げる ■下げる □維持	件	0	0	0	0	1

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 計画	26年度 実績
事業費	① 国	千円	0	0	0	0	0
	② 県	千円	0	0	0	0	0
	③ 地方債	千円	0	0	0	0	0
	④ 一般財源	千円	1,053	1,106	1,094	1,083	1,018
	⑤ その他( )	千円	0	0	0	20	20
	A 小計 ①～⑤	千円	1,053	1,106	1,094	1,103	1,038
人件費	⑥ 述べ業務時間数	時間	6,687	6,243	6,738	6,000	6,632
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	26,748	24,972	26,952	24,000	26,528
計	トータルコスト A+B	千円	27,801	26,078	28,046	25,103	27,566
備考							

### 3 事務事業の評価 (See) . . . . .

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

- ① 施策体系との整合性 記入不要
- ② 市の関与の妥当性 記入不要
- ③ 対象の妥当性 記入不要
- ④ 廃止・休止の影響 記入不要

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

平成25年度の機構改革により職員数は増加したことにより執行検査率は向上したが、年度末の検査の集中は改善されず、現在の体制ではこれ以上の執行検査の実施は困難な状況となっていることから、工事完成時期の集中を抑制し、検査件数の平準化が図ることで、執行検査件数の増加が可能となる。

### (3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

記入不要

### (4) 効率性評価

工事検査には工事完成検査に加え中間検査や指定部分検査、出来高検査があり、これらの依頼は増加傾向にある。また任意抽出した工事の中間検査や小規模工事の完成検査の実施など、検査の件数は増加することが予想されるが検査体制は設計審査事務担当と合わせて必要最小限（室長1名、建築担当2名、土木担当3名）となっており、これ以上の経費節減は見込めない。

## 4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・

### (1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	信頼される市制の確立	コード	104
	小施策（推進項目）	公正な行政事務の確保	コード	3

### (2) 改革改善の方向性

工事完成検査時期の平準化を図ることで執行検査率を高めるとともに、任意抽出工事の中間検査、請負金額130万以下の小規模工事のうち任意抽出した工事の完成検査の実施件数の増を図る。

### (3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

工事の完了検査は、工事指導検査室による執行検査において適正に行われる必要があるが、年度末となる3月に全完成検査の約半数が集中し、現在の体制では水道施設工事を委託せざるを得ない状況となっていることから、工事完成時期の集中を抑制し、検査件数の平準化を図る必要がある。

また、水道施設の検査は水道法により水道技術管理者が行うことと定められており、現在の工事指導検査室の体制では執行検査を出来ない状況であることから水道施設担当部局との調整を図る。

## 5 課長意見・・・・・・・・・・・・

### (1) 今後の方針

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

### (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

執行検査率は検査の平準化を図ることにあわせ、上水道工事担当課と協議し、水道法に抵触しない内容の工事の完成検査を行うことで執行検査率の向上を図る。

また工事の平準化により、年度後半における任意抽出による中間検査や小規模工事の完成検査に実施が可能となり、件数を増やすことで工事の適正な履行の確保と不正防止を図る。